公立大学法人福知山公立大学公益通報者保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「保護法」という。)に基づき、公立大学法人福知山公立大学(以下「法人」という。)における公益通報者の保護、公益通報の処理、その他公益通報に関する事項について定めることにより、法人における不正行為等の発生抑制、早期発見及び是正を図るものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において「公益通報」とは、次の各号に掲げる者(以下「職員等」という。) が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法人又 は法人の業務に従事する場合における役員、職員その他法人関係者について、通報対象事 実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を公益通報窓口に対して通報することをいう。
 - (1) 公立大学法人福知山公立大学職員就業規則に規定する職員
 - (2) 公立大学法人福知山公立大学非常勤講師就業規則に規定する非常勤講師
 - (3) 公立大学法人福知山公立大学嘱託職員就業規則に規定する嘱託職員
 - (4) 公立大学法人福知山公立大学パートタイム職員就業規則に規定するパートタイム職員
 - (5) 法人と他の事業者との請負契約その他の契約に基づき、法人において業務に従事する者
 - (6) 通報日の前1年以内において前5号のいずれかであった者
 - (7) 法人の役員
 - (8) 福知山公立大学の学生
- 2 この規程において「公益通報者」とは、公益通報した者をいう。
- 3 この規程において「通報対象事実」とは、保護法第2条第3項に定義する法令等や法人 が定める諸規程等の違反行為をいう。

(公益通報窓口)

- 第3条 公益通報の受付及び相談に応じる窓口(以下「窓口」という。)を次のとおり置く。
 - (1) 内部の窓口 事務局総務・財務課人事係
 - (2) 外部の窓口 法人が指定する法律事務所 (通報の方法)
- 第4条 前条の窓口の利用方法は、原則として、所定の通報シートを用い、電子メール、ファクシミリ、郵送、電話又は面会とする。

2 原則として、匿名による通報は、受け付けないものとする。ただし、当該通報内容に相 当の理由又は根拠があるときは、これを受け付けることがある。

(通報制限)

第5条 通報者は、虚偽の通報、他者の誹謗中傷やその他不正の目的で通報を行ってはならない。

(他の規程との関係)

- 第6条 次の各号に掲げる通報又は申立ては、それぞれ当該各号に定める規程の手続きによる。
 - (1) 研究費の不正使用の通報 福知山公立大学研究費不正使用の対応に関する規程
 - (2) ハラスメント行為に係る申立て 公立大学法人福知山公立大学ハラスメントの防止 に関する規程

(通報後の措置)

- 第7条 理事長は、窓口で受け付けた公益通報の内容について適宜報告を受けるものとする。
- 2 理事長は、調査の必要があると認めた場合は、調査委員会を設け、事実関係の調査を行 わせるものとする。
- 3 調査委員会の委員は、理事長が第2条第1項第1号から3号までに規定する職員の中から任命する。
- 4 理事長は、必要に応じて調査委員会に外部有識者を加えることができる。
- 5 調査委員会は、調査結果を速やかに理事長等に報告するものとする。 (是正措置)
- 第8条 理事長は、前条の報告により不正が明らかになった場合は、是正措置及び再発防止 措置を講じなければならない。

(処分等)

- 第9条 理事長は、第7条第5項の報告により不正が明らかになった場合には、不正に関与 した者に対して就業規則に基づく処分、役員の解任、契約の解除等を含む適切な措置を講 じるものとする。
- 2 理事長は、必要に応じて、調査結果を監督官庁等に報告するものとする。 (公益通報者への通知)
- 第10条 理事長は、第7条の調査が完了したときは、必要に応じて公益通報者に調査結果を通知するものとする。

(公益通報者の保護)

第11条 理事長は、法人の職員等が公益通報又は公益通報に関する相談を行ったことを理由として、当該職員等に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(個人情報の保護)

第12条 公益通報を受け付ける者、通報対象事実を調査する者等は、通報や調査の中で得られた個人情報については、その保護に努めるとともに正当な理由なくしてこれを開示してはならない。

(公益通報に該当しない通報に対する準用)

第13条 職員等以外の者からの通報対象事実の通報については、第7条から第12条の規定を準用して取り扱うものとする。

(その他)

第14条 この規程に関して必要な事項等は、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、必要に応じて理事長が行う。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。